

滋賀建設会会則

第1章 総 則

- 第1条 名称 本会は滋賀建設会と称し、立命館大学建設会滋賀県支部とする。
- 第2条 組織 本会は立命館大学土木工学科、基礎工学科、又は環境都市系学科を卒業し、滋賀県内に在住、勤務又は在籍する若しくは在住などをしたものを以て組織する。
- 第3条 本部 本会の事務局は事務局担当者の勤務地に置く。
- 第4条 目的 本会は土木技術の健全な発展と会員相互の親睦を図ることを目的とする。
- 第5条 事業 本会は第4条の目的を達成するための諸事業を行う。
- 第6条 機関 本会は次の機関を置く。
① 総会
② 役員会
- 第7条 総会 総会は本会の最高議決機関とし年1回定期総会を開催し、臨時総会は役員会において必要と認めた場合招集することができる。

第2章 役 員

- 第8条 構成 本会は次の役員を置く。
①会 長 1名
②副会長 3名
③事務局 2名
④運営委員 若干名
⑤監査役 2名
⑥学年連絡委員 若干名
ただし、学年連絡委員には役員会への出席を求めないものとする。
- 第9条 選出 役員を選出は下記のとおりとする。
①会長及び副会長は総会に於いて選出する。
②事務局及びその他の役員は会長及び副会長に一任する。
- 第10条 任期 本会の役員の任期は就任の日から次期定時総会の終了の日までとする。但し、再任は妨げない。
- 第11条 顧問 本会は顧問、相談役を置くことができる。

第3章 会 計

- 第12条 経費 本会の経費は会費、寄付金、役員会において必要と認めた臨時会費、その他の収入をもってこれを充てる。但し、親睦会費についてはその都度徴収する。
- 第13条 会費 会員は下記の会費を収めなければならない。
年 額 2,000円
- 第14条 会計年度 本会会計年度は当該年度総会から次年度総会までとする。事務局は総会に於いて会計報告をしなければならない。

第4章 補 則

- 第15条 改正 本会会則を改正するときは総会の出席者の3分の2以上の賛成があればこれを改正する。
- 第16条 第5条についてはその都度役員会に一任するものとする。

附 則

1. 本会会則は昭和43年7月13日から適用する。
2. 本会会則は平成24年11月16日に一部改正する。
3. 本会会則は平成27年7月24日に一部改正する。